

鳥栖市空家等の所有・管理及び利活用等に関するアンケート

（設問：全16問、回答時間：約5分）

1. 調査の趣旨

鳥栖市では空家等対策について、平成29年度に策定した「空家等対策計画」を令和4年度に改訂し、空家等に関する各種取組を推進しています。

この度、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき調査を実施し、令和5年度に鳥栖市が把握している空家等所有者・管理者の皆様に、空家等の今後の利活用等について伺いたく、アンケートへのご協力をお願いいたします。

2. 調査対象とする空家等の定義について

○アンケートでお伺いする「空家等」については、令和5年12月1日現在で“使用されていない建物とその土地”となります。

○以下の場合、“使用する状態”となり、空家等には該当しません。

例：空家等を作業場、倉庫、物置として年に数回出し入れ等の利用

3. 回答にあたっての注意点について

（1）アンケートの回答は、できる限り空家等の所有者・管理者の方がお答えください。

（2）問1から順番に進み、該当する選択肢の番号に○をつけてください。

選択肢により指定する問へお進みください。また、下線部分は直接ご記入ください。

（3）ご記入内容は、令和5年12月1日時点としてください。

（4）ご記入いただきました内容につきましては、個人情報保護法及び鳥栖市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、建設課が今後行う空家等に関する業務以外に使用することとはございません。

4. アンケートの提出について

令和5年12月28日（木）までに、同封している返信用封筒にてご返信ください。

5. アンケートに関するお問い合わせ先

鳥栖市 建設部 建設課 住宅係 担当：熊田・細江

TEL：0942-85-3600 メール：kensetu@city.tosu.lg.jp

回答された方	氏 名： _____ 住 所：① 鳥栖市内 ② 佐賀県内 ③ 佐賀県外（九州内） ④ 佐賀県外（九州以外） ⑤ 海外 電 話： _____ メール： _____ 年 齢：① 20 歳代 ② 30 歳代 ③ 40 歳代 ④ 50 歳代 ⑤ 60 歳代 ⑥ 70 歳代 ⑦ 80 歳代 ⑧ その他（_____）
--------	---

《No》. 《所在地》

上記の物件について、問1から回答をお願いします。

問1. 土地・建物の状況についてお伺いします。

土地・建物の使用状況はどれに該当しますか。（1つ選択）

- ① 使用中であり、空家等ではない
- ② 既に売却済、賃貸済、建物解体済である
- ③ 現在空家等ではないが、将来空家等になる予定
- ④ 使用しておらず、空家等である

[⇒問4へ](#)

[⇒問4へ](#)

問2. 回答された方についてお伺いします。

回答された方は、調査対象の空き家等とどのような関係でしょうか。（複数選択可）

- ① 土地・建物の所有者 ② 土地の所有者 ③ 建物の所有者
- ④ 土地・建物の管理者（納税代表者） ⑤ 土地、建物の所有者の親族
- ⑥ その他（ ）

問3. 空家等の今後の利活用についてお伺いします。

空家等の今後の利活用についてどのようにお考えですか。（1つ選択）

- ① 売却・賃貸したい
- ② 引き続き所有したい（理由：_____）
- ③ 建物を解体したい※1
- ④ その他（_____）

※1 鳥栖市では不良住宅空家等解体補助制度がございます。詳細については別添のパンフレットをご覧ください。

問4. 空き家バンク制度についてお伺いします。

～鳥栖市空き家バンクについて～

鳥栖市が市内にある空家等所有者・管理者の申し出に基づき、物件情報を登録・公開し、利活用希望者とマッチングする制度です。

★詳細は別添のパンフレットをご覧ください。

【問4-1】

鳥栖市空き家バンク制度をご存知ですか。（1つ選択）

- ① 知らない ② 聞いたことはあるが、制度内容は知らない ③ 知っている

【問4-2】

鳥栖市空き家バンクを利用したいと思いますか。（1つ選択）

- ① 利用するつもりはない ② 利用したい
- ③ 条件次第で利用したい（条件：_____）

《裏面へ続く》

【問4-3】

問4-2で「①利用するつもりはない」と回答した方に伺います。

「利用するつもりはない理由」についてお答えください。（1つ選択）

- ① 不動産会社へ相談するため、市の空き家バンクは不要
- ② 空き家バンクの登録手続きが面倒
- ③ その他（_____）

【問4-4】

空き家バンクの利用にあたり、空家等に関する書類提出（物件情報、間取り図等）が、必要となりますが、どのようなサポートがあるとよいでしょうか。（複数選択可）

- ① Web 上から申請ができる
- ② 担当者が電話で申請のサポートをする
- ③ 担当者がメールで申請のサポートをする
- ④ その他（_____）

【問4-5】

空き家バンクに登録した場合、どう利用されることを期待していますか。（複数選択可）

- ① 移住者などの居住用の住居としての利用
- ② 店舗や民泊施設等としての利用
- ③ 解体して駐車場としての利用
- ④ その他（_____）

【問4-6】

空き家バンク登録の検討にあたり、困りごとや心配ごとはありますか。（複数選択可）

- ① 相続人同士（兄弟、親族等）での話ができない、進まない
- ② 権利関係の問題※2 でもめている
- ③ 法令等の規制※3 により活用が難しい
- ④ 特になし
- ⑤ その他（_____）

※2 抵当権や仮登記がはずれない、隣接地との境界が未確定など

※3 道路が接していない、市街化調整区域に所在するなど

問5. 空家等利活用希望者登録制度についてお伺いします。

現在、鳥栖市では空家等を利活用したい方の情報（例：購入や賃貸を希望するエリアや間取りの情報等）をホームページ上に公開する制度の導入を検討しています。

空家等の利活用を希望する方の情報に興味がありますか。（1つ選択）

- ① ある ② ない

問6. 空家等に関する情報提供についてお伺いします。

空家等について市からどのような情報がほしいですか。（複数選択可）

- ① シルバー人材センターの草刈りや見守りなど維持管理にかかる情報
② 相続や土地・建物について相談できる窓口の情報
③ 移住や店舗として空家等の利活用を希望している情報
④ 解体補助など補助金にかかる情報
⑤ 特になし
⑥ その他（_____）

○空家等についてご意見、ご質問等ございましたらご記入ください。

～ アンケートへの御協力ありがとうございました。 ～

空家等に関する豆知識（節税関係）

メリット

～空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除について～

空き家を相続された人が[空き家を売却した場合、所得税が軽減される制度](#)があります。
耐震改修もしくは解体する場合に対象となります。

★ 適用には上記以外に建築日や相続からの期間等の要件があります。
詳細については国土交通省ホームページ（右の二次元コード参照）でご確認ください。



デメリット

～空家等の固定資産税について～

倒壊の恐れのある危険な建物や敷地の管理が全くされていない等の問題を抱えた空家等は、[特定空家等](#)と認定されることがあります。特定空家等に認定された場合、固定資産税の減免措置（住宅用地の特例措置）の対象外となり、[固定資産税が高くなります](#)。特定空家等と認定されないよう早め早めの適正管理のご協力をお願いいたします。